

在校生・保護者へのお知らせ

【重要】令和8年8月千葉豪雨の被災生徒に対する教科書・学用品の給与について

令和8年8月千葉豪雨にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用により、以下のとおり教科書等や学用品の給与（現物支給）を受けられる制度がありますので、該当すると思われる保護者は、大変な中、期間が短く恐縮ですが、**令和8年8月28日（金）までに**事務室までお電話にてご相談くださいますようお願いいたします。

1 対象者

災害により住家の全壊、流出、半壊又は床上浸水により、教科書や学用品等を喪失または損傷し、就学上支障のある生徒

2 対象品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具、通学用品、その他学用品 ※限度額 6,600 円以内、現物支給

3 申請手続き

まずは、事務室 電話 047-422-5516 までご相談ください。

（受付時間 平日 8：20～16：50）

対象となる場合は、後日、罹災証明書の提出が必要です。